

平成 23 年 3 月 25 日

行 動 計 画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

2.内容

目標 1 : 子どもの出生時における父親の出産補助休暇の取得を促進する。

(対策)

- 平成 24 年 4 月～ 制度内容等についてチラシを作成し、従業員に配付し、制度の周知を図る。
- 平成 25 年 4 月～ 管理職を対象とした研修の実施。

目標 2 : 平成 24 年 4 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均年間 5 日以上とする。

(対策)

- 平成 23 年 7 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態把握
- 平成 23 年 9 月～ 経営会議で検討開始
有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始